

全社員 各位

半日単位の年次有給休暇に関する暫定運用のお知らせ

会社は、年次有給休暇を柔軟に取得できるよう、令和8年11月1日施行予定の就業規則改正に先立ち、令和8年8月1日から同年10月31日まで、半日単位の年次有給休暇（以下「半日年休」といいます。）を次のとおり暫定運用します。既に同期間について申請された半日年休にも、本取扱いを適用します。

記

- 1. 対象者** 正社員、パートタイム労働者及びアルバイトを含む全社員とします。
- 2. 取得単位** 半日年休1回につき年次有給休暇0.5日を控除し、2回の取得を1日の取得として取り扱います。
- 3. 正社員の取得区分** 午前半日年休は午前9時から正午まで、午後半日年休は午後1時から午後6時までとします。午前と午後の時間数が異なる場合であっても、いずれも0.5日として取り扱います。
- 4. パートタイム労働者・アルバイトの取得区分** 対象日の確定したシフトにおける所定労働時間の前半又は後半のいずれかとし、当日の所定労働時間の2分の1を半日年休として取り扱います。申請は対象日のシフト確定後に行ってください。
- 5. 申請方法** Kintoneの有休申請において取得日数を「0.5日」とし、正社員は「午前」又は「午後」、パートタイム労働者・アルバイトは「シフト前半」又は「シフト後半」を選択して、事前に申請してください。
- 6. 賃金** 正社員については通常の年次有給休暇と同様に取り扱います。時給制のパートタイム労働者・アルバイトについては、個別の労働契約で定める時間給に、対象日の確定した所定労働時間の2分の1を乗じた額を半日年休の賃金として支払います。
- 7. 年次有給休暇管理** 年次有給休暇の残日数は0.5日単位で管理します。半日年休は、法令上の年5日の年次有給休暇取得義務の対象となる社員について、0.5日として取得日数に算入します。
- 8. 制限事項** 半日年休は、確定した勤務日の前半又は後半を休む制度であり、任意の時間数を指定して取得する時間単位年休ではありません。遅刻又は早退を事後的に半日年休へ振り替えることは、会社がやむを得ない事情を認めた場合を除き、認めません。
- 9. 時季変更** 申請された時季に半日年休を取得させることが事業の正常な運営を妨げる場合、会社は他の時季に変更することがあります。
- 10. 正式施行** 本暫定運用の内容は、令和8年11月1日施行予定の正社員用就業規則及びパートタイム・アルバイト就業規則（テレアポ部門用）に反映します。

以上